

# 旅館業に関する規制について

厚生労働省

# 1. 旅館業の主な規制について

規制の種別	規制	条文	規制の目的
公衆衛生の確保	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備	【ホテル・旅館・簡易宿所】 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	頻繁に不特定多数の宿泊者が入れ替わることによる衛生上のリスクを防止し、宿泊者の衛生や滞在の快適さを確保するため、設備を設けたもの。
	客室の面積	【ホテル】 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。 【旅館】 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。 【簡易宿所】 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。	滞在スペースを確保することで、宿泊者の衛生確保や快適な滞在に資する。 ホテルの9㎡は、旅館の7㎡に寝台を置くスペースを加味した床面積、簡易宿所の延床33㎡（10人未満の場合は一人あたり3.3㎡）の床面積を定めている。 ※ ホテル・旅館の規制を一本化を検討。 ※ 平成28年4月に簡易宿所の最低基準（33㎡以上）を緩和。
	トイレ・入浴設備 ・洗面設備	【ホテル】 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。 【旅館・簡易宿所】 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 適当な数の便所を有すること。	滞在に当然必要となる設備を義務付けたもの。 宿泊者数に応じたトイレ・入浴設備・洗面設備を確保することにより、宿泊者の衛生確保や快適な滞在に資する。 ※ ホテル・旅館の規制を一本化を検討。
安定的な経営の確保	客室数	【ホテル】 客室の数は、十室以上であること。 【旅館】 客室の数は、五室以上であること。	安定した営業として成り立ち得る施設規模を確保するため、ホテル（10室）・旅館（5室）の最低客室数を定めている。 ※ ホテル・旅館の規制を一本化を検討。
本人確認及び出入りの確認（善良の風俗の確保等）	宿泊者名簿	【ホテル・旅館・簡易宿所】 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。	利用者を特定するためのもの。 テロ、違法薬物の使用、売春等の違法行為の防止に資する。
	玄関帳場	【ホテル・旅館】 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。	利用者の特定、出入りの確認による安全性確保、利用者に必要が生じた場合の迅速な対応の観点から設けられたもの。 テロ、違法薬物の使用、売春等の違法行為の防止に資する。
その他	客室の境	【ホテル・旅館】 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。	廃止の方向で検討。
	寝具の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</li> <li>・ 寝具は洋式のものであること</li> </ul>	廃止の方向で検討。

	簡易宿所営業 (その他の宿泊業)
公衆衛生の確保	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○延床面積33㎡以上（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積） ※ 平成28年4月から緩和</p> <p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備（※）、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。 ※ 近隣に公衆浴場がある場合等を除く。</p>
安定的な経営の確保	○規制なし
本人確認及び出入りの確認（善良の風俗の保持等）	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○規制なし</p>

ホテル営業	旅館営業
<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○9㎡以上/室</p> <p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室、適当な規模の洗面設備、便所を有すること。</p>	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○7㎡以上/室</p> <p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備（※）、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。 ※ 近隣に公衆浴場がある場合等を除く。</p>
○10室以上	○5室以上
<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>

※ 各自治体に対し、政令で設置を義務づけていない簡易宿所の玄関帳場設置を条例等で義務づけている場合は、条例の弾力運用等を検討するよう要請。

## 2. 構造設備基準の特例について

旅館業の許可を受けるためには、構造設備基準を満たす必要があるが、旅館業法施行令第2条により、一定の場合には、構造設備基準の特例を設けることができる。

### 利用頻度が低いことによる特例

- **特定の季節にのみ営業する場合**  
キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設の場合  
⇒客室数、客室の床面積、玄関帳場の基準を適用しない
- **立地条件が著しく悪い場合**  
交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用頻度が低いものの場合  
⇒客室数、客室の床面積、玄関帳場の基準を適用しない
- **一時的な営業の場合**  
体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設の場合  
⇒客室数、客室の床面積、玄関帳場の基準を適用しない



平成28年4月に簡易宿所の最低基準（33㎡以上）を緩和する以前からの規制。  
現在では基準を満たしているものも多く（小規模施設）、施設数も限られていることから、見直しを検討。

### 建物の特殊性による特例

- **居宅を利用した営業の場合**  
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿を営む施設の場合  
⇒客室の床面積の基準を適用しない
- **伝統的建造物を利用した営業の場合**  
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物の場合  
⇒玄関帳場について、代替設備等による対応を認める

### 3. 旅館業法改正に係る今後のスケジュール（案）

平成28年10月24日	規制改革推進会議ヒアリング①
平成28年11月15日	規制改革推進会議ヒアリング②
平成28年12月中	検討結果のとりまとめ
平成28年1月	厚生科学審議会 (生活衛生適正化分科会)
平成28年12月末～ 1月上旬	旅館業法改正案 法制局審査了
平成29年2月下旬～ 3月上旬	旅館業法改正案国会提出